「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要

領 (内規) 」 新旧対照表

規

○ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領(内 (平成17年4月1日) (傍線部分は改正部分)

日より経済産業局長が有している産業保安に係る権限	する安全規制が経済産業省と原子力規制委員会の共管と
律(平成16年法律第94号)の施行に伴い、平成17年	の施行に伴い、平成24年9月19日より原子力発電工作物に
今般、鉱山保安法及び経済産業省設置法の一部を改正する	今般、原子力規制委員会設置法(平成24年法律第47号)
来たところである。	
府県・政令市との間で情報を共有し、両制度間の連携を図って	間の連携を図って来たところである。
出について、各経済産業局及び内閣府沖縄総合事務局と各都道	合事務局と各都道府県・政令市との間で情報を共有し、両制度
特別措置法(以下「PCB特別措置法」という。)に基づく	う。)に基づく届出について、各経済産業局及び内閣府沖縄総
出と、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する	理の推進に関する特別措置法(以下「PCB特別措置法」とい
年通商産業省令第54号。以下「規則」という。)に基づく	4号)に基づく届出と、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処
切に把握することを目的として、電気関係報告規則(昭和4	目的として、電気関係報告規則(昭和40年通商産業省令第5
有する絶縁油を使用する電気工作物の使用及び廃止の状況を適	する電気工作物の使用及び廃止の状況を適切に把握することを
経済産業省原子力安全・保安院は、ポリ塩化ビフェニルを含	経済産業省は、ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用
経済産業省原子力安全・保安院長 松永 和夫	経済産業省商務流通保安審議官 豊永 厚志
(引見)・こういこの廃止の状況の把握並びに適正イモン・コアを含すでき締約)	(対見)・び廃止の状
レン含まする	<b>塩匕ごフェ</b>
現	改正案

物 実施要領  $\mathcal{O}$ 組 0 「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作 整合性を図るなど、 織替えされること、 使用 及び廃止の状況の把握並びに適正 (内規)」を別添のとおり定めることとする。 子 力 安全 また、 実効的な制度の運用を一 安院 Р  $\mathcal{O}$ C B特別措置法における運用と 部 が 商 務 な管理に関する標準 流 通 層図る観点から 保安グ ル プ に

気工作物の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関す る標準実施要領 平成24年9月18日限り廃止する。 なお、 「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電 (内規) (平成17·02·14原院第4号) 」 について

(別添)

0 状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施 平成24 商務流通保安グルー 経 済 年 9 産 月19日

要

領

(内規

要領

(内規)

使用及び廃止

ポ

リ塩化

ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物の

む。 別添のとおり定めることとする。 況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領 ルを含有する絶縁油を使用する電気工作物の使用及び廃止 督部北陸産業保安監督署長及び那覇産業保安監督事務 保安監督 以下同じ。 部 長 産 に移管されることから、 業保安監督部  $\mathcal{O}$ 支部 長 「ポリ塩化ビフェ 中 部 近 畿 (内規)」 産 所長を含 業 保  $\overline{\mathcal{O}}$ 安 を 状 =

る標準実施要領について (平成16·03·26原院第9号NISA-237c-04 気工作物の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関す 度の 廃棄物 なお、 は平成17年3月31日限り廃止する。 及び 連 渡に 「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用  $\mathcal{O}$ 適正な処 . つ 電気事業法に基づく報告制度とポリ塩化ビフェ 1 7 理の推 平 成14·10·30原院第1号NISA-237a-02-2 進に関する特別措置 は法に基づ づく届 する

制

別

使用及び廃止のポリ塩化ビフェ ビフェニ 一の状況 ル 0 を含有する絶縁油を使用する電気工作物 把握並びに適正 な管理に 関する標準 実 施  $\mathcal{O}$ 

成 1 7 産 年 4 業 月 1

子力安全・保安院

1. 告示第202号に基づき、 第五号及び第八号から第十二号までに掲げるとおりとすること。 する電気工作物を次の 条の表第18号及び同 気工作物を次の各号に掲 の2及び同表第17号の2の届出を要する場合の欄に規定する電 係る電気関係報告規則 平成16年経済産業省告示第67号及び平 変圧器(電気事業者にあっては、 第 1表第21号の届出を要する場合の 伞 げるとおりとし、 号 電気関係報告規則第4条の表第15号 成24年経済産業省令第71号) (柱上変圧器を除く。 柱上変圧器を除く。) 原子力発電工作物に -成24 年経済産業省 第三号、 欄に規定 第 4

1

平

-成16年経済産業省告示第67号に基づき、

規則第4

条の

定する電気工作物を次のとおりとすること。

第15号の2及び同表第17号の2の届出を要する場合の欄に規

電力用コンデンサー

計器用変成器

兀 リアクトル

五. 放電コイル

六 電圧調整器

七 整流器

遮断器 開閉器

中性点抵抗器

避雷器

OFケーブル

2 該当する場合とすること。 合については、現に設置している又は予備として有している上記 工作物を廃止し、 物に係る電気関係報告規則第4条の表第18号の届出を要する場 電気関係報告規則第4条の表第15号の2及び原子力発電工作 に掲げる事業用電気工作物であって、 電気関係報告規則第4条の表第17号の ただし、 判明した後直ちに、 次の各号のいずれかに 当該電気 2 又 は

変圧器 (電気事業者にあって は、 柱上変圧器を除く。

電力用コンデンサー

三 計器用変成器

兀 リアクトル

五 放電コイル

六 電圧調整器

七 整流器

開閉器

九 遮断器

中性点抵抗器

十二 OFケーブル

+

避雷器

2. すること。ただし、判明した後直ちに、当該電気工作物を廃止 業用電気工作物であって、 現に設置している又は予備として有している上記1. 同 規則第4条の表第15号の2の届出を要する場合については、 表第17号の2の届出を行う場合はこの限りではない。 次の各号のいずれかに該当する場合と に掲げる事

届出を行う場合はこの限りではない。原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第4条の表第21号の

### ·二 (略)

下「規制委員会」という。)」に届け出ること。
ものである場合には、経済産業大臣及び原子力規制委員会(以作物を設置している又は予備として保管している場所を管轄する産業保安監督部長(当該電気工作物が原子力発電所に属するる産業保安監督部長(当該電気工作物が原子力発電所に属するる産業保安監督部長(当該電気工作物の上、遅滞なく当該電気工

# ~十一 (略)

のいずれかに変更があった場合とすること。合については、上記3.の届出を行ったもののうち、次の事項に係る電気関係報告規則第4条の表第17号の届出を要する場4.電気関係報告規則第4条の表第16号及び原子力発電工作物

# 一~五 (略)

- [会] に届け出ること。 5. 上記4. の場合、電気事業者又は自家用電気工作物の設置者 5. 上記4. の場合、電気事業者又は自家用電気工作物の設置者 5. 上記4. の場合、電気事業者又は自家用電気工作物の設置者
- した場合とすること。 、 ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用するものを廃止場合については、上記1.に掲げる事業用電気工作物であって作物に係る電気関係報告規則第4条の表第21号の届出を要する。 電気関係報告規則第4条の表第17号の2及び原子力発電工

### ·二 (略)

る産業保安監督部長に届け出ること。 作物を設置している又は予備として保管している場所を管轄す置者は、様式第1に次の事項を記入の上、遅滞なく当該電気工3.上記2.本文の場合、電気事業者又は自家用電気工作物の設

# 一~十一 (略)

があった場合とすること。 記3.の届出を行ったもののうち、次の事項のいずれかに変更4.規則第4条の表第16号の届出を要する場合については、上

# 一~五 (略)

- る場所を管轄する産業保安監督部長に届け出ること。 なく当該電気工作物を設置している又は予備として保管していは、様式第1の2に上記4.に該当する事項を記入の上、遅滞5.上記4.の場合、電気事業者又は自家用電気工作物の設置者

ものである場合には、経済産業大臣及び規制委員会)に届け出る産業保安監督部長(当該電気工作物が原子力発電所に属するは、様式第2に次の事項を記入の上、遅滞なく当該電気工作物7.上記6.の場合、電気事業者又は自家用電気工作物の設置者

# 一~十二 (略)

ること。

まであること。 8. 電気関係報告規則第4条の表第19号及び原子力発電工作物 8. 電気関係報告規則第4条の表第19号及び原子力発電工作物 8. 電気関係報告規則第4条の表第19号及び原子力発電工作物

作物が原子力発電所に属するものである場合には、経済産業大て保管している場所を管轄する産業保安監督部長(当該電気工能な限り速やかに当該電気工作物を設置している又は予備としは、様式第3に、当該絶縁油のポリ塩化ビフェニル含有濃度、1、上記8.の場合、電気事業者又は自家用電気工作物の設置者

(削除)

臣及び規制委員会)

に届け出ること。

#### (削除)

## 10. (略)

は経済産業大臣)が電気関係報告規則及び原子力発電工作物に11.各産業保安監督部(原子力発電工作物に係るものにあって

る産業保安監督部長に届け出ること。 が設置されていた又は予備として保管されていた場所を管轄すは、様式第2に次の事項を記入の上、遅滞なく当該電気工作物7.上記6.の場合、電気事業者又は自家用電気工作物の設置者

# 一~十二 (略)

外に排出された、又は地下に浸透した場合とすること。業用電気工作物の破損その他の事故が発生し、絶縁油が構内以・規則第4条の表第19号の届出を要する場合については、事

ている場所を管轄する産業保安監督部長に届け出ること。速やかに当該電気工作物を設置している又は予備として保管しは、様式第3に次の事項を記入の上、事故の発生後可能な限り9.上記8.の場合、電気事業者又は自家用電気工作物の設置者

# 無当該絶縁油がポリ塩化ビフェニルを含有していることのよう。

故の状況及び講じた措置の概要二年において、含有している場合にあっては、その濃度

事

#### 1 0. (略)

においてPCB特別措置法の届出に係る情報の提供を求める際11. 各産業保安監督部が規則を運用するにあたり必要な範囲内

	変 圧 器	種作電 類物気 の工	(別表)	(別添様式)	らか か発電工作 ともに、 を表現 を表現 を表現 を表現 を表現 を表現 を表現 を表現
会性。	工 愛 株式 電 機 社	製造者名		八) (略)	る電気関係報告規をもに、各都道府ともに、各都道府を都道府ともに、各都道府ともに、各都道府のでは、地間ののでは、地間のでは、地間のでは、地間のでは、地域のは、地域のでは、地域のは、地域のは、地域のは、地域のは、地域のは、地域のは、地域のは、地域の
ール油入、不燃性油入、カネクロール油入・富士不燃性合成絶縁油入、富士シンクロー	もの) ・変圧器不燃性油(1965年以降製造のもの・変圧器不燃性油(1965年以前製造のもの	表示記号等			られた場合には、速やかに提出することとする。力発電工作物に係る電気関係報告規則に係る情報の提供を求めとともに、各都道府県・政令市より電気関係報告規則及び原子別添様式を参考に各都道府県・政令市に情報の提供を依頼するてPCB特別措置法の届出に係る情報の提供を求める際には、係る電気関係報告規則を運用するに当たり必要な範囲内におい
	変 圧 器	種作電類物気の工	(別表)	(別添様式)	·
会 製 富 社 株 式 機	工 愛 株 式 会 機 社	製造者名		式) (略)	供を求められた場合には、領するとともに、各都道府
加油入、不燃性油入、カネクロール油入  富士不燃性合成絶縁油入、富士シンク	の) 、冷却方式[LNAN](1966年以降製造のもの) 、不燃油変圧器(1966年以降製造のもの) 変圧器不燃性油(1965年以前製造のもの)	表示記号等			められた場合には、速やかに提出することとする。とともに、各都道府県・政令市より規則に係る情報の提別添様式を参考に各都道府県・政令市に情報の提供を依

· 不燃油入、不燃油使用	社 器 株式会
· 不燃油入、AF式	株式会社
- 不燃性油入	株式会社
・A (型式中、ハイフンの前の群に「A」 が含まれるもの (ただし、ハイフンが含ま れないものもある。)。) (NIFA、NIFAX、NIKAX、NILAX、NIRAX、 NIRGAX、NIRSAX、NIRSGAX、NITA、NI TAX、NITSAX、NORAX、NORAXY、NOR	明 作 式 会 社
合成絶縁油入変圧器・水油入、富士シンクロール油入、不燃性・水燃性・水水の、高光のでは、水燃性・水水のでは、水水では、水水では、水水では、水水では、水水では、水水では、水水では	会 製造 株式 機
・ J(型式中、「亅」が含まれるもの)	所 日立製作 作式会社

不燃油入、不燃油使用	社 器 株式会
不燃油入、AF式	株式会社
不燃性油入	株式会社
(NITAX' NIKAX' NIRSAX' NITSAX' NITAX' NIRAX' NIRSAX' NIRSGAX' NORAX ' NORSAXY' NOTAX' NORAXY' NIFA' NIFAX' NILAX' 等)	
」が含まれるもの) A (型式番号中、ハイフンの前の群に「A	明電舎
成絶縁油入変圧器が組入、富士シンクロール油入、不燃性合不燃性油入、不燃性絶縁油入、カネクロー	会社 推陸電機
J(型式番号中に「J」が含まれるもの)	所 日 立 製 作

電 力 用					
株式会社一TPB	製作所機	会ととなっています。	会 電 東 社 気 株 芝 浦	株式会社	所 高岳製作 作式会社
·  T P B	・不燃性油入	・不燃性油入	<ul> <li>・ K 性絶縁油入</li> <li>・ S (型式中、ハイフンの前の群が「S」で始まるもの。ただし、SIで始まるものをな型式SHー5~20を除く。)</li> <li>・ S (型式中、ハイフンの後の群が「S」で始まるもの。ただし、HCTRーS1~で始まるもの。ただし、HCTRーS1~S21、HCRーS1~S21を除く。)</li> </ul>	· 不燃性油入	だし「UM」の記載品は除く)・・U(型式中、「U」が含まれるもの、た・不燃性油入
雷					
力用					
電力用 株式会社		会社株式	会 電 東 社 気 だ 株 式 消	株式会社	所 高岳製作

			ンサーデ
会業株式	株 東 社 器 二 会 電 マ式京 株 井 社 子 ル会 電 式 蓄 株 コ社 器 会 電 式 ン	式会社	所 立 製 作
·  A F式	・ 不燃性油入、NON — I N F L A M C D S N C D D S N C D D S N C D D S N C D D S N C D D S N C D D S N C D D S N C N C D D S N	・DF CAPACITOR、DF式コンデンサ	・J(型式中 一J」が含まれるもの)
会業株式	株 東 社 器 二 会 電 式 済 株 井 社 子 ル コ 会 電 式 蓄 株 オ ス る 電 、 式 る る る る る る る る る る る る る る る る る る	式会社	ンサー 所 日立製作

A K       N <th>製 指 株 作 月 式 所 電 会 機 社</th> <th>株式会社機</th> <th>製 関 株 社 業 デ ン サ オ 式 会 、 式 、 去 、 去 、 こ 会 、 去 こ く る 、 と る 、 と る 、 と 、 と 、 と 、 と 、 と 、 と 、</th> <th>株式会社機</th>	製 指 株 作 月 式 所 電 会 機 社	株式会社機	製 関 株 社 業 デ ン サ オ 式 会 、 式 、 去 、 去 、 こ 会 、 去 こ く る 、 と る 、 と る 、 と 、 と 、 と 、 と 、 と 、 と 、	株式会社機
	A K T Q K K T T K K K N D F N D F 式、L V - 1 T O R K T T N K T N T N	浸ビフェニール含浸、五塩化ビフェニムF式、AFP式、不燃性油含浸、	P B S A D F 式 F I F A B T E I H F S S P P S A T C D B S A T C D B S A T C S E S S	- 2、K L - 3、K U F、K B F、K L - 1 K B F、K K L - 1 K B F、K K B F、K K U F、K U P、

製 指 株 作 月 式 所 代 会 社 社	株式会報	製 関 株 社 業 デ 日 作 西 式 株 ン 本 所 二 会 式 エン	株式会社機
THK、LV-1、SAK、PPACITOR、または型式記号が、KK、DL、FK、BL、CK、CL、KTT、KK、BL、CK、CL、RWO、RAK、PL、HT、GR、KTT、KK、HT、FK、BL、CK、CL、RWO、RAK、RAS、RAS、RAS、RAS、R	浸ビフェニール含浸、五塩化ビフェニール含AF式、AFP式、不燃性油含浸、三塩化	S P F F T P F T P A T P B T P E I T P E I D F 式 S F	L、不燃性油入 KAF、KBF、KEF、KUP、KAP KAF、KBF、KEF、KUP、KAP

<u></u>					
計 器 用					
富士電機	会社	会社株式中国電機	会社 電気株式 ボボ	作 デン 財 市 株式会 社	
・不燃性油入、富士シンクロール油入、富	·不燃性油、不燃性、AF式不燃性油入	· 不燃性油入	<ul><li>で始まるもの)</li><li>で始まるもの)</li><li>で始まるもの)</li></ul>	・型式が、A、B、C、D、E、Fで始まい式、不燃性絶縁油式 ・型式が、A、B、C、D、E、Fで始まれば、不燃性絶縁油式	SAK、SAS、STD、STM、STQ、STT、STU、THK、THS、ZA、STTQ、THS、ZA、STD、STM、STQ
計 器 用					
器	会社 株式 電気	会 製造株式 機	会 電 東京 芸術 式	作 デン 明 コン リ リ ン 社 シ 社	

	_					変成器
株式会社	所 高 岳 製 作 社	株式会社機	株式会社	明 電 舎 社	所 日 立 製 作 社	会社株式
·不燃性油入	・1958年から1959年製造のもの( 1958年から1959年製造のもの( 計器用変圧器または接地型計器用変圧器)	<ul><li>・A(型式が「A」で始まるもの)</li><li>・不燃油入、AF式</li></ul>	H S F C L F C N F C S F F H	E、等) (CAPX、CNPAX、PAX、PAX が含まれるもの) が含まれるもの)	・J(型式中、「J」が含まれるもの)	ル使用と一般性ののでは、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが
						変成器
株式会社	所高株	株日	株三	明株	所日株	
社 気	所 高 株 式 会 作 社	株式会社	株式会社	明 株 代 会 社	所 日 株 式会 社	会社株式

			トリルアク	
株式会社機	明 株 電 式 舎 会 社	所 日 立 製 作 社	会社 製造株式 に 機	会社 東京芝浦
3656、Z313655で、Z31365 ・1968年から1970年製造のもので ・ R燃性油入	・A(型式中、ハイフンの前の群に「A」が含まれるもの(ただし、ハイフンが含まれないものもある。)。)  I TAAX、NIRAX、NIRGAX、NI RSAX、NIRGAX、NI RGAX、NI RGAX、NI TA、NI TSAX、NITSAX、NORAX、NI TA、NI TSAX、NORAX、NI TA、NI TSAX、NORAX、NI TAX、NI TAX	・J(型式中、「J」が含まれるもの)	<ul><li>・不燃性油入、富士不燃性合成絶縁油入、</li></ul>	<ul><li>で始まるもの)</li><li>・S(型式中、ハイフンの後の群が「S」</li><li>・不燃性絶縁油入</li></ul>
			トリルアク	
++ -	DD +4+	所日株	会製富	会電東社気京
株 式 会 社 機	明 株 電 式 舎 会 社	所 日 立 製 作 社	会社 株式	会社 家京芝浦 S

	イ 放 ル 電 コ						
東京芝浦	株式会社	製作所機	会 社 業株式 気	会社、大学、	株式会社	社 業 デン サコン 会 エ	
· 不燃性絶縁油入	・不燃油入、AF式	・不燃性油入	·不燃性油、不燃性、AF式不燃性油入	で始まるもの)・S(型式中、ハイフンの後の群が「S」・不燃性絶縁油入	·不燃油入、AF式	·  SRD, SD	8、 2377819のもの
	イ 放 ル 電						
東京芝浦	株式会社機		会社 業株式 気	会社 東京 大 株式	株式会社機	社 業 デ ス 大 サ コ 会 エ ン	
S(型式番号中、ハイフンの後の群が	不燃油入、AF式		不燃性油入、不燃性油、不燃性	」で始まるもの)、不燃性絶縁油入S(型式番号中、ハイフンの後の群が	AF式、不燃油入	S R D S D	

整整電イ流器圧ル器、調、	 ア器	器一テン変計サ	コ	電力	< _ _	器を除	はい	あ		(電気	変 圧 器 会社	ング(電気	ブッシ東京	会社	電気
			Wで始まるもの	Y M K E	W R M E	・型式が、	・コンサ	・変圧器	一 部 1 9	• 1 9 6	(بارات) °	電気株式 型式は、	東京芝浦 以下の条件	で始まるもの	電気株式 - S(型:
			<u>るもの</u>	H 1 M K E H 2 M K H 1	W M E W Y M H W	M E H W M E H W 2 M E H	ベータ及び油面計を付属していな	変圧器用若しくは壁貫通用のもの	部1973年製造のものも含む)	6年から1972年製造のもの(		ブッシング本体の銘板で確認する	件を全て満たすもの(製造年及び	0)	(型式中、ハイフンの後の群が「S」

会社(電気株式)」で始まるもの)、不燃性絶縁油入

=	子力発電工作物に係る電気関係報告規則第4条の表第18号)の「より、経済産業電気事業法電気関係報告規則第4条の表第15号の2(又は原」「電気事業法電」「大名)「印」	$\overline{}$	住所〒	J	百世書 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の使用(設置・予備品保管) ポリ塩化ビフェ特式第1		れるも	構成さ	なって	一体と	ブルと	F ケー	器、〇	、避雷	抵抗器	中性点	断器、	器、遮	
	《大臣が告示する電気工作物の使用(設置・予備品党気関係報告規則第4条の表第15号の2の規定に、日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の一日の日の日の一日の日の一日の日の一		生新〒	£	百 上書 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	ニル含有電気														

員会) 規定により、 て届け出ます。 が告示する電気工作物の使用 経済産業大臣 (又は経済産業大臣及び原子力規制委 (設置・予備品保管) につい

(略)

備考 (様式第1)

1. 3. (略)

をその他参考となるべき事項の欄に記載すること。 4 ただし、 製造者名には、 (24) その他を選択した場合は、具体的な製造者名 以下の製造者に対応する番号を記載すること

(1) (2)(略)

 $\begin{pmatrix} 2 \\ 3 \end{pmatrix}$ 株式会社酉島電機製作所

 $\begin{pmatrix} 2 \\ 4 \end{pmatrix}$ その他

5

8

略)

様式第1の2

ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物変更届出書

月

日

住所〒

殿

氏名(法人にあっては名称及び代表者の

氏名) 印

発電工作物に係る電気関係報告規則第4条の表第19号) 電気事業法電気関係報告規則第4条の表第16号 (又は原子力 の規定

工作物の変更について届け出ます。 発電工作物に係る電気関係報告規則第4条の表第18号) により、 電気関係報告規則第4条の表第15号の2(又は原子力 の電気

> 保管) について届け出ます。

略

備考 (様式第1)

1. 3. (略)

4. をその他参考となるべき事項の欄に記載すること。 ただし、 製造者名には、 (23) その他を選択した場合は、 以下の製造者に対応する番号を記載すること 具体的な製造者名

 $\widehat{\underline{1}}$  $\begin{pmatrix} 2 \\ 2 \\ 2 \end{pmatrix}$ (略

(新設)

 $\begin{pmatrix} 2 \\ 3 \end{pmatrix}$ その他

5 \ 8 (略)

様式第1の2

ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物変更届出書

年

月

日

殿

住所〒

氏名)印氏名(法人にあっては名称及び代表者の

同表第15号の2の電気工作物の変更について届け出ます。 電気事業法電気関係報告規則第4条の表第16号の規定により

(略

ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物廃止届出書

殿

氏名(法人にあっては名称及び代表者の

氏名) 印

子力発電工作物に係る電気関係報告規則第4条の表第21号) 電気事業法電気関係報告規則第4条の表第17号の2(又は原 0)

規定により、 が告示する電気工作物の廃止について届け出ます。 経済産業大臣(又は経済産業大臣及び原子力規制委

備考 (様式第2)

1.

3.

(略)

名をその他参考となるべき事項の欄に記載すること。 製造者名には、 ただし、(24) その他を選択した場合は、具体的な製造者 以下の製造者に対応する番号を記載すること

 $\widehat{\underline{1}}$  $\begin{pmatrix} 2 \\ 2 \\ 2 \end{pmatrix}$ (略)

 $\begin{pmatrix} 2 \\ 3 \end{pmatrix}$ 株式会社酉島電機製作所

 $\begin{pmatrix} 2 \\ 4 \end{pmatrix}$ その他

5 事故後の処理を、「その他」の場合には、その概要を記載すること。ただし 力発電工作物に係る電気関係報告規則第27号)に基づく報告を行った 廃止の内容には、廃止理由が「損壊・焼損」の場合には、事故の概要及び 「損壊・焼損」の場合、電気関係報告規則第4条の表第19号(又は原子

(略

様式第2

ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物廃 近 届 出

月

日

殿

月

日

氏名(法人にあっては名称及び代表者の

氏名)

より、 電気事業法電気関係報告規則第4条の表第17号の2の規定に 経済産業大臣が告示する電気工作物の廃止につい 7 届け出

略

ます。

備考 (様式第2)

1. 3. (略)

名をその他参考となるべき事項の欄に記載すること。 製造者名には、 ただし、 (23) その他を選択した場合は、具体的な製造者 以下の製造者に対応する番号を記載すること

 $\widehat{\underline{1}}$  $\begin{pmatrix} 2 \\ 2 \\ 2 \end{pmatrix}$ (略)

(新設)

 $\begin{pmatrix} 2 \\ 3 \end{pmatrix}$ その他

5. 告を行った、又は行う予定の場合には、その旨を記載し、具体的な記載は 事故後の処理を、「その他」の場合には、その概要を記載すること。ただし 廃止の内容には、廃止理由が「損壊・焼損」の場合には、事故の概要及び 「損壊・焼損」の場合、電気関係報告規則第4条の表第19号に基づく報

種類定格製造型式使用製	連絡先	事業場の所在地一下	事業場の名称	。		電気工作物の絶縁油漏洩に係る事故届出書	様式第3	6. ~8. (略)	予定の場合には、その旨を記載し、
月年月     超個数     種類定格	連絡先	事業場の所在地	事業場の名称	関に係る事故について届け出ます 規則第4条の表第27号)の規定 、電気工作物の 第4条の表第19号 (又は原子力 電気事業法電っては名称及び代表者の氏名) [印]	年 月 日	故届出書 電気	様式第3	6. ~8. (略)	具体的な記載は省略可能 省略可能とすること。
者 名		地		・絶縁油漏洩に係る事故について届け出ます。 ・気関係報告規則第4条の表第19号の規定により 氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 即 (任所 〒	年月日	、工作物の絶縁油漏洩に係る事故届出書			© الحلي °

備考(様式第3)	(その他参考となるべき事項)	講じた措置	事故の状況	ポリ塩化ビフェニルの含有濃度	発生日時	
	Κ)			濃度	復旧日時	
備考(様式第3)	(その他参考となるべき事項)	講じた措置	事故の状況	無 (濃度)	発生日時	
				:有( ) 2:無	復旧日時	

5. 使用状態の欄は、本報告を行う時点における電気関係報告規則第4条 1. ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用している電気工作 6 の他参考となるべき事項の欄に記載すること。 4 物の報告に係る関係法令の解釈について 号の2(又は原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第4条第21号 ただし、(24)その他を選択した場合は、具体的な製造者名をそ き事項の欄にも記載すること。 の内容を記載すること。ただし、その後電気関係報告規則第4条第17 )に基づく届出をする予定がある場合には、その旨をその他参考となるべ (又は原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第4条)に基づく届出  $\begin{pmatrix} 2 \\ 4 \end{pmatrix}$  $\begin{pmatrix} 2 \\ 3 \end{pmatrix}$ (1) (2) (2)3. \ 1 0 製造者名には、以下の製造者に対応する番号を記載すること その他 株式会社酉島電機製作所 (略) (略) (別紙) | 。ただし、(23)その他を選択した場合は、具体的な製造者名 4. 5 ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用している電気工作 物の報告に係る関係法令の解釈について 6 をその他参考となるべき事項の欄に記載すること。 1. 5. 3. の他参考となるべき事項の欄にも記載すること。 第4条第17号の2に基づく届出をする予定がある場合には、その旨をそ に基づく届出の内容を記載すること。ただし、その後電気関係報告規則 使用状態の欄は、本報告を行う時点における電気関係報告規則第4条 (新設)  $\begin{pmatrix} 2 \\ 3 \end{pmatrix}$  $\begin{array}{c}
1 \\
5 \\
2 \\
2
\end{array}$ 製造者名には、以下の製造者に対応する番号を記載すること \ 1 0 その他 (略) (略 (略)

# 【電気関係報告規則第2条の表第6号】

使用状況調査年報(当該機器を有する場合に限る。)ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する柱上変圧器の

#### 1. 目的

# 2. 運用上の解釈

0.5mg以下である絶縁油を使用する電気工作物については、絶縁油に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が試料1kgにつき

# 報告の対象外とする。

(自家用電気工作物を設置する者に限る。) については、電気関係また、地上設置形変圧器及び地下設置形変圧器並びに柱上変圧器

# 【電気関係報告規則第2条の表第6号】

使用状況調査年報(当該機器を有する場合に限る。)ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する柱上変圧器

 $\mathcal{O}$ 

#### 1. 目的

外した。

・ 電気事業者が設置する柱上変圧器に関しては、台数が膨大である電気事業者が設置する柱上変圧器に関しては、台数が膨大である電気事業者が設置する柱上変圧器に関しては、台数が膨大である

限る。 いう。 使用する柱上変圧器の使用状況調査年報 規則第2条の表第6号の 化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する柱上変圧器の使用状況に ついては、 平成16年3月1日付けで、 )」を届出の対象として追加したもの。 *(*) 引き続き適切に把握するため、 部改正を行い 「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を その内、 電気関係報告規則 電気事業者が設置するポリ塩 (当該機器を有する場合に 新たに改正電気関係報告 以 下 削

# 2. 運用上の解釈

用電気工作物を設置する者に限る。)については、規則第2条の表地上設置形変圧器及び地下設置形変圧器並びに柱上変圧器(自家

いものとする。
器を全て廃止した場合にあっては、翌年度以降、当該報告を要しな器を全て廃止した場合にあっては、翌年度以降、当該報告を要しな器を設置する電気事業者において、毎年3月31日現在で、当該機品を決 ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する柱上変圧

示第202号】 【平成16年経済産業省告示第67号及び平成24年経済産業省告

略)

次のように定め、平成二十四年九月十九日から施行する。を要する場合の欄の規定に基づき、別に告示する電気工作物を産業省令第71号)第四条の表第十八号及び第二十一号の届出原子力発電工作物に係る電気関係報告規則(平成二十四年経済

物は、次に掲げる電気工作物とする。号及び第二十一号の届出を要する場合の欄に規定する電気工作別の子力発電工作物に係る電気関係報告規則第四条の表第十八

一変圧器

一計器用変成器

放電コイル

五 四 開閉器

条第15号の2の規定に基づく届出の対象とする。第6号の規定に基づく報告の対象ではなく、電気関係報告規則第4

のとする。 全て廃止した場合にあっては、翌年度以降、当該報告を要しないも器を設置する電気事業者において、3月31日現在で、当該機器をおお、ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する柱上変圧

【平成16年経済産業省告示第67号】

略

(新設)

八七六 中性点抵抗器

避雷器 OFケーブル

1. 略

2. 運用上の解釈

に供する電気工作物及び自家用電気工作物)のうち、次の各号に掲 2の届出を要する電気工作物は、事業用電気工作物(電気事業の用 までに掲げるとおりとする。 表第18号及び同表第21号の届出を要する電気工作物を次の第一 げるものとし、原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第4条の 電気関係報告規則第4条の表第15号の2及び同表第17号の (柱上変圧器を除く。 第三号、 第五号、 第八号から第十二号

での届出の対象とする。 三ルを含有する絶縁油が使用されている場合には、 当該電気工作物 なって構成されている場合で、当該電気工作物にポリ塩化ビフェルを 含有する絶縁油が使用されていないものの、当該装置にポリ塩化ビフ なお、ブッシング、電圧調整器等の装置が当該電気工作物と一体と

変圧器(電気事業者にあっては、 柱上変圧器を除く。)

電力用コンデンサー

(略)

計器用変成器

兀

略)

 $\equiv$ 

リアクトル (略)

> 1. (略)

2 運用上の解釈

 三ルを含有する絶縁油が使用されている場合には、 当該電気工作物 での届出の対象とする。 含有する絶縁油が使用されていないものの、当該装置にポリ塩化ビフ なって構成されている場合で、当該電気工作物にポリ塩化ビフェルを 供する電気工作物及び自家用電気工作物)のうち、 なお、ブッシング、電圧調整器等の装置が当該電気工作物と一体と 届出を要する電気工作物は、事業用電気工作物(電気事業の用に 次のものとする。

変圧器 (略) (電気事業者にあっては、 柱上変圧器を除く。

(略)

電力用コンデンサー

三 計器用変成器

(略)

兀 リアクトル

略

十五の二〜十七の二 (略)  電気関係報告規則第四条の表	4条の表第18号、同表第19号及び同表第21号】表第17号の2並びに原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第長電気関係報告規則第4条の表第15号の2、同表第16号及び同	(略)	十二 OFケーブル	(略)	十一 避雷器	(略)	十 中性点抵抗器	(略)	九 遮断器	(略)	八 開閉器	(略)	七整流器	(略)	六 電圧調整器	(略)	五 放電コイル
十五の二~十七の二 (略)	表第17号の2】 表第17号の2】	(略)	十二 OFケーブル	(略)	十一 避雷器	(略)	十 中性点抵抗器	(略)	九 遮断器	(略)	八 開閉器	(略)	七整流器	(略)	六 電圧調整器	(略)	五 放電コイル

原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第四条の表

をする場合を除く。 する絶縁油を使用するものであることが判明 する原子力発電工作物であってポリ塩化ビフェニルを含有 現に設置している又は予備として有している別に告示 当該原子力発電工作物を廃止し、 第二十一号の届出 した場合 (<u>直</u>

場の名称若しくは所在地 条第一 号若しくは第十五号の二の電気工作物又は騒音規制法第三 置している又は予備として有している者にあっては代表者 電気工作物であって同法第二条第 しくは予備の別に変更があつた場合 の氏名を除く。 人にあつてはその代表者の氏名若しくは工場若しくは事業 るものを設置する者の氏名若しくは名称、 所若しくは変電所、 第 項の規定により指定された地域内に設置される発電 一号若しくは第二号の施設 )又は第十五号の二の電気工作物の設置若 開閉所若しくはこれらに準ずる場所の (第十五号の二の電気工作物を設 第三号、 項の特定施設に該当す 住所若しくは法 第四号、 第六

7 フェニ ルを含有する絶縁油を使用するものを廃止した場合 別に告示する原子力発電工作物であってポリ塩化ビ

(新設)

目的

略)

2. 1 運用上の解釈

届出の対象外とする。 絶縁油に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が試料1kgにつき 5 m g以下である絶縁油を使用する電気工作物については、

0

2. 1.

運用上の解釈

目的

(略)

関係報告規則第4条の表第18号、同表第19号及び同表第21号第16号及び同表第17号の2並びに原子力発電工作物に係る電気行為に関し、電気関係報告規則規則第4条の表第15号の2、同表ェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物を設置する者の地位また、電気事業法第55条の2第1項の規定によりポリ塩化ビフまた、電気事業法第55条の2第1項の規定によりポリ塩化ビフ

号の2及び原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第4条の表第ら譲り受ける場合、前者は電気関係報告規則規則第4条の表第17また、当該電気工作物について他の者に譲り渡す、又は他の者かの規定による届出を要しないものとする。

表第18号の規定による届出を要するものとする。15号の2及び原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第4条の21号の規定による届出を、後者は電気関係報告規則第4条の表第

2の備考欄によるものとする。なお、記載方法については、様式第1、様式第1の2及び様式第

る電気関係報告規則第4条の表第27号】【電気関係報告規則第4条の表第19号及び原子力発電工作物に係

電気関係報告規則第四条の表

十九

略

111 3 原とり終記に圧動り皮骨にり起う事女が終記した。原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第四条の表

縁油が構内以外に排出された、又は地下に浸透した場合二十七 原子力発電工作物の破損その他の事故が発生し、絶

2の規定による届出を要しないものとする。関し、規則第4条第15号の2、同表第16号及び同表第17号のした場合、同条第2項の規定に基づく届出を行うことで、同行為にを含有する絶縁油を使用する電気工作物を設置する者の地位を承継電気事業法第55条の2第1項の規定によりポリ塩化ビフェニル

さら、己枝がまたのいこは、食ごう、食ごう、のたなが食ごな後者は同表第15号の2の規定による届出を要するものとする。ら譲り受ける場合、前者は同表第17号の2の規定による届出を、また、当該電気工作物について他の者に譲り渡す、又は他の者・

2の備考欄によるものとする。 なお、記載方法については、様式第1、様式第1の2及び様式第

【電気関係報告規則第4条の表第19号】

十九 (略

(新設)

#### 1. 目 略

2 運用上の解釈

とができるところに排出されたことを指しており、さく、へい等に 号に規定する破損事故に加え、いかなる原因であっても絶縁油が当 号及び原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第1条第2項第3 所の構内及び取扱者以外の者が通常立ち入ることできない屋内の電 より区切られた発電所並びに変電所、開閉所及びこれらに準ずる場 該電気工作物から漏洩した状態にある場合を指している。 「構内以外に排出された」場合とは、 破損その他の事故」とは、 電気関係報告規則第1条第2項第3 一般公衆が容易に触れるこ から漏洩した状態にある場合を指している。

ることが可能な場合を除き、地表から地中に浸透した場合を指して 作物以外の他の工作物によりそれ以上浸透しない等絶縁油を回収す 漏洩及び地中電線路におけるマンホール内の漏洩など当該電気工 地下に浸透した場合」とは、 変電所における変圧器の防油堤内 気室等に排出された場合はこれに該当しないものとする。

以外に排出されたとき又は地下に浸透したときのいずれにも該当し ないときは、 したがって、破損その他の事故に該当する場合であっても、 届出の対象としないものとする。 構内

つき 0 縁油に含まれるポリ塩化ビフェニル 5 m g以下である絶縁油を使用する電気工作物につい の量が試料1kg

届出の対象外とする。

記載方法については、 様式第3の備考欄によるものとする

# 1

2. 運用上の解釈

破損事故に加え、いかなる原因であっても絶縁油が当該電気工作物

「破損その他の事故」とは、規則第1条第2項第3号に規定する

とができるところに排出されたことを指しており、 気室等に排出された場合はこれに該当しないものとする。 所の構内及び取扱者以外の者が通常立ち入ることできない屋内の電 より区切られた発電所並びに変電所、 「構内以外に排出された」場合とは、一般公衆が容易にふれるこ 開閉所及びこれらに準ずる場 さく、 へい等に

いる。 ることが可能な場合を除き、地表から地中に浸透した場合を指して 作物以外の他の工作物によりそれ以上浸透しない等絶縁油を回収す  $\mathcal{O}$ 漏洩及び地中電線路におけるマンホール内の漏洩など当該電気工 「地下に浸透した場合」とは、変電所における変圧器の防油堤内

ないときは、 以外に排出されたとき又は地下に浸透したときのいずれにも該当し したがって、破損その他の事故に該当する場合であっても、 届出の対象としないものとする。 構内

なお、 記載方法については、 様式第3の備考欄によるものとする